

令和元年度

第1回宮古市都市計画審議会議案書

令和元年5月31日（金）

宮古市都市計画審議会



令和元年度 第1回宮古市都市計画審議会付議案件

議案第1号 宮古都市計画道路の変更について（諮問）  
〔宮古市決定〕

1ページ

議案第2号 宮古都市計画道路の変更について  
〔岩手県決定〕

7ページ



議案第1号

宮古都市計画道路の変更について（諮問）  
〔宮古市決定〕

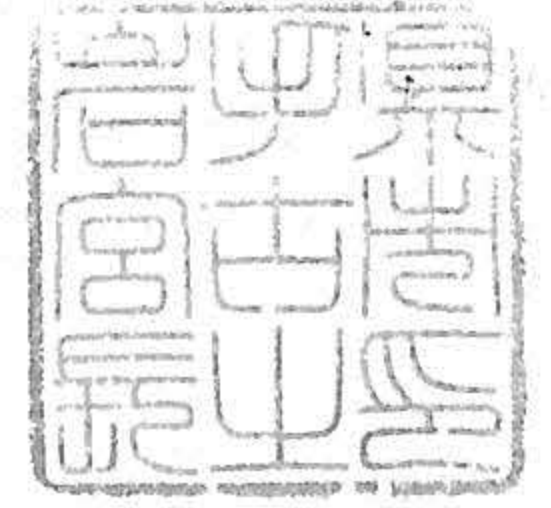
このことについて、宮古市長から別紙のとおり当審議会に意見照会されたので、意見を求める。

令和元年5月19日  
宮古市都市計画審議会  
会長 宇佐美 誠史

都 第 6 2 号  
令和元年5月23日

宮古市都市計画審議会  
会長 宇佐美 誠史 様

宮古市長 山本 正徳



宮古都市計画道路の変更について（諮問）

宮古都市計画道路を別紙のとおり変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

宮古都市計画道路の変更（宮古市決定）

1. 都市計画道路中 3・6・5 号向町中通り線ほか 1 路線を次のとおり変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長(m)	構造形式	車線の数	幅員(m)	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・5	向町中通り線	宮古市向町	宮古市向町	宮古市向町	約250	地表式		8	幹線街路と平面交差3箇所	
幹線街路	3・7・20	末広町保久田線	宮古市末広町	宮古市保久田	宮古市保久田	約210	地表式		7	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化、沿道住民の利便性の向上を図るため、本案のように変更しようとするものである。

## 理 由 書

1 「宮古市都市計画マスタープラン」における都市計画道路計画見直し方針  
「宮古市都市計画マスタープラン」（平成30年9月）における都市計画道路計画見直し方針は次のとおりである。

- ・ 人口減少・少子高齢化社会が進んでいるとともに、東日本大震災津波からの復興事業である三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の整備による道路ネットワークの強化により通過交通が郊外幹線道路にシフトすることから、中心市街地における交通量が大幅に減少すると予測されている。
- ・ 中心市街地の都市計画道路については、これまでの車優先から、既存の道路空間を再配分することにより、歩行者・自転車・公共交通を優先し、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路へと方針を転換する。
- ・ 道路拡幅による機能強化ではなく、現状の道路空間を有効に活用した地域の活性化を図る。
- ・ 長期未着手区間については、長期にわたる建築制限規制を改めるために道路計画の廃止を行う。

2 各路線における変更理由

上記の見直し方針に基づく、各路線の変更理由は次のとおりである。

(1) 3・4・5号向町中通り線

3・4・5号向町中通り線については、現状において交通の確保が図られているとともに、将来交通量推計においても将来に渡り交通の確保が図られることから、計画幅員を16mから現況幅員8mに縮小し、名称を3・6・5号向町中通り線に変更するものである。

(2) 3・6・20号八幡沖保久田線

3・6・20号八幡沖保久田線は、現状において交通の確保が図られているとともに、将来交通量推計においても将来に渡り交通の確保が図られること、及び起点付近約120mの区間については、長期未着手区間であることから、当該区間を廃止し、計画幅員を8mから現況幅員7mに縮小し、名称を3・7・20号末広町保久田線に変更するものである。



新 旧 対 照 表  
(宮古市決定)

旧 新	種 別	名 称		位 置			構 造				備 考	
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長 (m)	構造 形式	車 線 の 数	幅員 (m)		地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造
旧	幹 線 街 路	3・4・5	向町中 通り線	宮古市 向町	宮古市 向町	宮古市 向町	約250	地 表 式		16	幹線街路と 平面交差2 箇所	
新	幹 線 街 路	3・6・5	向町中 通り線	宮古市 向町	宮古市 向町	宮古市 向町	約250	地 表 式		8	幹線街路と 平面交差3 箇所	
旧	幹 線 街 路	3・6・ 20	八幡沖 保久田 線	宮古市 大通四 丁目	宮古市 保久田	宮古市 末広町	約330	地 表 式		8	幹線街路と 平面交差3 箇所	
新	幹 線 街 路	3・7・ 20	末広町 保久田 線	宮古市 末広町	宮古市 保久田	宮古市 保久田	約210	地 表 式		7	幹線街路と 平面交差2 箇所	

都市計画の策定の経緯の概要  
宮古都市計画道路の変更（宮古市決定）

事項	時期
都市計画マスタープラン策定に係る市民説明会	平成 30 年 1 月 22 日 ～1 月 31 日
都市計画マスタープラン策定に係るパブリックコメント	平成 30 年 5 月 7 日 ～5 月 28 日
都市計画マスタープラン策定に係る宮古市都市計画審議会（答申）	平成 30 年 8 月 7 日
都市計画の案の事前協議	平成 30 年 11 月 28 日
事前協議の回答	平成 30 年 12 月 4 日
素案の公表	平成 31 年 1 月 15 日 ～1 月 29 日
説明会	平成 31 年 1 月 29 日
公告及び案の縦覧	平成 31 年 3 月 11～25 日
宮古市都市計画審議会	令和元年 5 月 31 日
岩手県都市計画審議会	令和元年 7 月
岩手県協議	令和元年 8 月
都市計画の決定	令和元年 9 月
告示・縦覧	同上
都市計画の図書の写し送付	同上

議案第2号

宮古都市計画道路の変更について

〔岩手県決定〕

宮古都市計画道路の変更（岩手県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・2 号宮古駅前線ほか 2 路線を次のとおり変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長(m)	構造形式	車線の数	幅員(m)	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	宮古駅前線	宮古市栄町	宮古市栄町	宮古市栄町	約70	地表式	4	25	幹線街路と平面交差1箇所	
	なお、宮古市大通三丁目、大通四丁目、栄町及び宮町一丁目地内に約4,000㎡の駅前広場を設ける。										
幹線街路	3・4・4	宮古港線	宮古市館合町	宮古市光岸地	宮古市新川町	約1,900	地表式	2	17	幹線街路と平面交差8箇所	
幹線街路	3・5・9	宮古山口線	宮古市栄町	宮古市山口二丁目	宮古市西町一丁目	約1,580	地表式	2	12	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化、沿道住民の利便性の向上を図るため、本案のように変更しようとするものである。

## 理 由 書

1 「宮古市都市計画マスタープラン」における都市計画道路計画見直し方針  
「宮古市都市計画マスタープラン」（平成30年9月）における都市計画道路計画見直し方針は次のとおりである。

- ・ 人口減少・少子高齢化社会が進んでいるとともに、東日本大震災津波からの復興事業である三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の整備による道路ネットワークの強化により通過交通が郊外幹線道路にシフトすることから、中心市街地における交通量が大幅に減少すると予測されている。
- ・ 中心市街地の都市計画道路については、これまでの車優先から、既存の道路空間を再配分することにより、歩行者・自転車・公共交通を優先し、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路へと方針を転換する。
- ・ 道路拡幅による機能強化ではなく、現状の道路空間を有効に活用した地域の活性化を図る。
- ・ 長期未着手区間については、長期にわたる建築制限規制を改めるために道路計画の廃止を行う。

2 各路線における変更理由

上記の見直し方針に基づく、各路線の変更理由は次のとおりである。

(1) 3・2・2号宮古駅前線

3・2・2号宮古駅前線については、幅員25mの4車線道路として整備済みであり、現状において交通の確保が図られているとともに、将来交通量推計においても将来に渡り交通の確保が図られることから、計画幅員を30mから25mに縮小し、名称を3・3・2号宮古駅前線に変更し、併せて、延長を縮小し、車線数を定めるものである。

(2) 3・4・4号宮古港線

3・4・4号宮古港線については、全体延長約1,900mのうち、起点から約460mは、主要地方道宮古岩泉線として幅員17mで整備済みであり、市道末広町線である一部区間約450mは未整備であるが、同区間から終点までの約990mは、市道及び国道45号として幅員17～22mで整備済みである。

現状において交通の確保が図られているとともに、将来交通量推計においても将来に渡り交通の確保が図られることから、一部未整備区間の計画幅員を現状の道路幅員へ縮小することとし、同区間については、中心市街地に位置する商店街の中央を通る重要な道路として、既存道路空間の再配分を行うとともに、電線類地中化や道路美装化などに取り組み、安全・安

心な道路づくりを行うものである。

また、併せて、車線数を定めるものである。

(3) 3・5・9号宮古山口線

3・5・9号宮古山口線については、全体延長約1,620mのうち、起点部約180mは、計画幅員15mに対して、幅員13～14mで概成済みであり、同区間から終点までは、計画幅員のとおり整備済みである。

現状において交通の確保が図られているとともに、将来交通量推計においても将来に渡り交通の確保が図られることから、概成済み区間の計画幅員を現状の整備幅員へ縮小するものである。

また、併せて、終点部の整備状況を考慮するとともに、延長を縮小し、車線数を定めるものである。

新 旧 対 照 表  
(岩手県決定)

旧 新	種 別	名 称		位 置			構 造				備 考	
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長 (m)	構造 形式	車 線 の 数	幅員 (m)		地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造
旧	幹 線 街 路	3・2・2	宮古駅前線	宮古市 大通四 丁目	宮古市 末広町	宮古市 末広町	約90	地 表 式		30	幹線街路と 平面交差1 箇所	
<p style="text-align: center;">なお、宮古市大通四丁目、栄町及び宮町一丁目地内に約4,000㎡の駅前広場を設ける。</p>												
新	幹 線 街 路	3・3・2	宮古駅前線	宮古市 栄町	宮古市 栄町	宮古市 栄町	約70	地 表 式	4	25	幹線街路と 平面交差1 箇所	
<p style="text-align: center;">なお、宮古市大通三丁目、大通四丁目、栄町及び宮町一丁目地内に約4,000㎡の駅前広場を設ける。</p>												
旧	幹 線 街 路	3・4・4	宮古港線	宮古市 館合町	宮古市 光岸地	宮古市 新川町	約1,900	地 表 式		17	幹線街路と 平面交差8 箇所	
新	幹 線 街 路	3・4・4	宮古港線	宮古市 館合町	宮古市 光岸地	宮古市 新川町	約1,900	地 表 式	2	17	幹線街路と 平面交差8 箇所	
旧	幹 線 街 路	3・5・9	宮古山口線	宮古市 末広町	宮古市 山口一 丁目	宮古市 西町三 丁目	約1,620	地 表 式		12	幹線街路と 平面交差2 箇所	
新	幹 線 街 路	3・5・9	宮古山口線	宮古市 栄町	宮古市 山口二 丁目	宮古市 西町一 丁目	約1,580	地 表 式	2	12	幹線街路と 平面交差2 箇所	

都市計画の策定の経緯の概要  
宮古都市計画道路の変更（岩手県決定）

事項	時期
都市計画マスタープラン策定に係る市民説明会	平成 30 年 1 月 22～31 日
都市計画マスタープラン策定に係るパブリックコメント	平成 30 年 5 月 7～28 日
都市計画マスタープラン策定に係る宮古市都市計画審議会（答申）	平成 30 年 8 月 7 日
都市計画の案の申出	平成 30 年 11 月 28 日
申出事項の検討	平成 30 年 12 月 4 日
手続開始通知及び協力要請	同上
素案の公表	平成 31 年 1 月 15～29 日
説明会	平成 31 年 1 月 29 日
法第 23 条第 6 項協議	平成 31 年 2 月 12 日
市町村の意見聴取	平成 31 年 2 月 12 日
国事前協議	平成 31 年 2 月
公告及び案の縦覧	平成 31 年 3 月 11～25 日
宮古市都市計画審議会	令和元年 5 月 31 日
岩手県都市計画審議会	令和元年 7 月
大臣協議	令和元年 8 月
都市計画の決定	令和元年 9 月
告示・縦覧	同上
都市計画の図書の写し送付	同上